

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	自立支援給付・地域生活支援事業に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

品川区は、自立支援給付・地域生活支援事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを最大限軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

品川区長

公表日

平成30年4月1日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援給付・地域生活支援事業に関する事務
②事務の概要	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下法という。)に基づき、要件を満たした障害児者に対してサービスの支給等を行っている。特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。</p> <p>①介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給申請の受理、支給決定、変更申請の受理、変更の決定 ②計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給申請の受理、支給 ③障害支援区分の認定、変更の認定 ④特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給申請、支給決定 ⑤地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給申請の受理、支給決定、変更申請の受理、変更の決定 ⑥療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給 ⑦高額障害者福祉サービス等給付費の支給申請の受理 ⑧他の法令による給付との調整 ⑨自立支援医療費の支給、医療受給者証の交付申請の受理、支給決定、支給認定の変更、申請内容の変更、支給認定の取り消し、審査及び支払い ⑩指定自立支援医療機関の選定 ⑪医療受給者証の交付、再交付、返還請求 ⑫補装具費の支給申請の受理、支給決定 ⑬地域生活支援事業に関する事務</p> <p>(1)相談支援事業、(2)意思疎通支援事業、(3)日常生活用具の給付等事業、(4)移動支援事業、(5)地域活動支援センター機能強化事業、(6)理解促進・啓発事業、(7)自発的活動支援事業、(8)成年後見制度利用支援事業、(9)手話奉仕員養成研修事業、(10)自動車改造費助成事業、(11)自動車運転免許取得助成事業、(12)施設入所者就職支度金給付事業、(13)巡回入浴サービス事業、(14)ハウスクリーニング事業、(15)住宅設備改善費給付事業、(16)緊急通報システム事業、(17)日中一時支援事業</p>
③システムの名称	GPRIME 福祉総合システム 住民基本台帳ネットワークシステム 中間サーバー 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援給付・地域生活支援事業に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第1の84 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条1～5項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第7項 別表第2の108、109、110 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条1～4項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	品川区障害者福祉課
②所属長	中山 文子
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒140-8715 東京都品川区広町2丁目1番36号 品川区役所 福祉部 障害者福祉課 障害者相談係

	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ
--	--------------------------

連絡先	7. と同じ
-----	--------

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目-1. 対象人数	1000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事前	即時

- ①法第6条の自立支援給付の支給申請の受理、支給決定に関する事務
- ②法第24条2項の支給決定の変更に関する事務
- ③法第51条の9第2項の地域相談支援給付決定の変更に関する事務
- ④法第56条第2項の支給決定の変更に関する事務
- ⑤法第77条又は78条の地域生活支援事業の実施に関する事務
- ⑥番号法第19条第7項別表第二に規定する情報提供。